

三木町告示第 203 号

「第2期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「三木町行財政改革基本方針」策定に係るパブリックコメント手続要綱の一部を次のように改正する。

令和7年10月24日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第74号

「第2期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「三木町行財政改革基本方針」策定に係るパブリックコメント手続要綱の一部を改正する要綱

「第2期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「三木町行財政改革基本方針」策定に係るパブリックコメント手続要綱（令和3年三木町要綱第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三木町総合計画策定に係るパブリックコメント手続要綱

第1条中「「第2期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「三木町行財政改革基本方針」」を「三木町総合計画」に改め、「両」を削り、「あたり」を「当たり」に改める。

第2条第1項中「両」を削り、「手続き」を「手続」に改め、同条第2項第5号中「両」を削る。

第3条の見出し、同条第1項及び第2項、第4条第1項及び第4項並びに第5条中「両」を削る。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係るパブリックコメント手続要綱（平成27年三木町要綱第53号）は、廃止する。